

## 明治～大正期、松本地域の商工業と松本商業会議所

### The Influence of the Development of Matsumoto-City Area's Commerce and Industry on the Chamber of Commerce of Matsumoto-City, 1900-1930

木村 晴壽  
KIMURA Haruhisa

#### 要旨

戦前日本の商議所、特に地方都市の商議所とはどのような存在だったのか、具体的には中小業者の利害を反映する組織だったのか、あるいは地域経済に影響力を持つ大企業が主導する団体だったのかについて定説がないなか、地方商議所が、地域における商工業の展開を反映した構成となっていたのか否かを明らかにすることは、わが国商議所の歴史的な性格を把握するための前提作業として重要な意味を持つ。本論は、明治から大正にかけての時期に、松本地域で商工業がどのように展開し、松本商業会議所がその動向をどのように吸収したのか、あるいは取り込みきれなかったのかについて、実証的に究明した。その結果、商工業が急速に発展するこの時期、松本商業会議所は地域商工業の展開を的確に反映させた組織となっていたことを確認した。

#### キーワード

製糸業、社会資本、銀行、経費賦課、議員

#### < 目次 >

はじめに

- I. 明治後期松本地域の商工業
  1. 蚕糸業の展開
  2. 銀行の設置
  3. 明治後期松本の社会資本整備
- II. 明治～大正初期、松本商業会議所の組織
  1. 松本商業会議所設立へ向けた動き
  2. 松本商業会議所の発足
  3. 創立当初の組織
- III. 大正期松本の商工業
  1. 工業の展開
  2. 大正期松本の金融機関
  3. 大正期松本の社会資本整備
- IV. 大正期松本商業会議所の組織
  1. 経費徴収と有権者の様相

結語

## はじめに

わが国の商議所（以下、商業会議所と商工会議所を総体として指す場合は「商議所」と表記する）の歴史的な性格をめぐっては、以下のような大きく二通りの見解がある。すなわち一方では、わが国の商議所は中小商工業者が結集した組織であり、それ故、中小企業者の利益を代弁する経済団体だったとする説があり、他方で、商議所が大資本と中小業者が混在する団体だったことから、必ずしも中小企業の利害は貫徹せず、むしろ大資本勢力がリードした組織体だったという考え方がある。いずれの見解も、戦前の商議所による活動を実証的に分析した結果としての見解である。

このような見方の相違は、実は、それぞれの考え方が導き出された際の、分析対象の相違によってもたらされている。分析の対象としたのがどのような活動であったのかによっても見方は異なるし、また分析対象の商議所が具体的にどの商議所なのか、それによっても導き出される結論は、実際に異なったものとなる。例えば、扱った商議所活動が営業税問題なのか産業組合問題なのかによっても見方の違いは生じ得るし、それらの活動が、商業会議所連合会・日本商工会議所としてのそれなのか、あるいは個別の商議所活動なのかによっても異なる歴史像が浮かぶ。特に、東京商議所等の大都市にある商議所と地方の中小商議所とでは、自ずと活動内容や主張にも相違が出てくることになる。わが国戦前の商議所の位置づけは、現段階ではそれなりに困難な作業なのである。

このように、わが国商議所が歴史的にどのような存在だったのかについての理解が定まっていない原因は、戦前のわが国で展開した商工業と商議所の関係をどのように捉えるか、特に全国の地方都市に設けられた地方商議所について、それぞれの地方での商工業の展開が、その地域の商議所の構成や活動にどのような影響を与えたのか否かに関し、未だに十分な歴史的事実が積み上げられていない点にある。その意味では、地域の商工業者による団体であり、一定条件を満たす商工業者がすべて参加していた地方商議所の実態を歴史的に明らかにすることが今は、急務となっている。なによりもまず、全国各地に存在する数々の地方商議所についての歴史的分析を豊富化することが求められているのである。殊に、商議所に加入する商工業者の階層性を把握したうえで、それぞれの商議所による活動を分析することが不可欠であろう<sup>注1</sup>。

以上の問題意識をもとに本論は、明治末～大正期の松本商業会議所を素材として（商工会議所となるのは昭和3年以降）、松本市で展開する商工業の動向と、松本商業会議所の構成や活動がどのように関連していたのかを明らかにしようとしている。

時期を明治末～大正期に限定したのは第一に、典型的な地方商議所である松本商業会議所の基盤が形成される時期を対象に、商工業と商議所の関係を明確にしようとしているからである。松本商業会議所の発足が明治末期であり、その創立から商工会議所法が施行される昭和初年までのいわば草創期が、明治末～大正期にあたる。また、いまひとつの理由は、まさにこの時期が、わが国近代にとっては商工業の発展期だったからに他ならない。

## Ⅰ. 明治後期松本地域の商工業

### 1. 蚕糸業の展開

#### 1) 器械製糸と蚕網製造

早くも明治初年から活発に展開し始めた松本の器械製糸業は、明治期後半になると、一段と勢いを増して発展した<sup>注2</sup>。

明治13（1880）年に38だった製糸工場は、明治20年代に入ってから13工場となり、数を減らしてはいたが、逆に全体の生産量は約3倍増となっていた。明治26年の調査によれば、当時松本およびその周辺にあった器械製糸工場はすべて明治20年代の創業であり、明治10年代から20

年代まで経営が継続した製糸工場は皆無だった。「生死業」と表現されるほど浮沈の激しい業種の特徴がはっきり現れていた。

その後も松本地方の製糸業は発展し続け、大正期も間近に迫った明治 43 (1910) 年には、松本での全工業生産価額の 70%以上を生糸が占めるようになる。製糸業はまさに、松本の製造業をリードする、中核産業となっていたのである。

生糸に次ぎ、松本で生産価額第 2 位の位置にあったのは蚕網製造であり、やはり蚕糸業関連の製品だった。蚕網は、松本の特産品でもあり、織物と見なされ課税されたことを発端に、創立間もない松本商業会議所が活発な陳情活動を展開するきっかけをつくっていくことになる。

## 2) 片倉製糸の松本進出

明治後期松本の商工業を概観するとき、まずもって注目しなければならないのは、諏訪郡を本拠地とする片倉製糸が、初の郡外工場として松本製糸場を設けたことである<sup>注3</sup>。松本商業会議所の初代会頭であり、商工会議所時代も含め足かけ 34 年間もの長きにわたって松本商議所のトップであった今井五介は、責任者として片倉組松本製糸場の経営を担っていた。

もっとも、松本製糸場を経営する以前の明治 17 (1884) 年、26 歳のとき今井五介は、長野県立中学松本支校の教授たちが関係する大同義塾 (松本東町) という私塾に学び、同 18 (1885) 年にはその塾長になっている。塾長を 1 年間ほど勤めた後に松本を離れたようだが、内実をともなった今井五介と松本の結びつきは、やはり松本製糸場に求めるべきであり、そのことが、ひいては片倉組と松本との関係が築かれる出発点となっているのである。

今井五介は、片倉市助の三男として幕末の安政 6 (1859) 年に諏訪郡川岸村 (現岡谷市) に生まれた。明治 10 (1877) 年、19 才のとき隣村平野村の今井家を継ぐため今井家の長女と結婚し養子となったことから、今井姓に変わった。結婚後の明治 19 (1886) 年から明治 23 (1890) 年までの足かけ 5 年をアメリカで過ごした後、実父市助の病状悪化をきっかけに帰国し、すぐさま新設されたばかりの松本製糸場の経営にあたることになった。松本製糸場に赴任したばかりの今井五介をよく知る人物が当時の様子を次のように語っている。長文になるが、当時の様子を彷彿とさせる記述なので紹介しておこう。

「翁が松本製糸所長となったのは三十二歳で、米国新帰朝者といったハイカラなところはなく、且つ所長振りや大家の若旦那といった風もなく、泰然と椅子にいて顔で人を使ふと云ふ態度もなく、洋服も着ないで常にモンペに似た雪袴といふのを着けて、所員に交って肩を列べて工場の勞務に携はり、所員を指揮すると同時に、自らその仕事の先達となって働いた。松本工場の動力水車は、冬の夜は寒烈のため水が張って止ってゐる時がある。こんな時は翁は自ら早起して、工場の創業開始時間までに氷を打破って水車が動くようにする。これは翁が誰にも命ぜらず自分独りで担当してゐた位。所員は皆それぞれに担当の仕事があつて、就眠時間や休憩時間も定まつてゐるから、臨時に不意な用事を命じても不可ぬと云ふ考であらう。寄宿舍全部の便所掃除の如きも一定の分業労働を受持つて居ない翁が、自分と二人でやったものである。

工場の汽罐室にボイラーを据付ける時などは、当時まだ煉瓦が無かったので、瓦を並べて土を敷き、順次に重ねる、石灰にニガリを入れた漆喰ひである。又タンクを造るにもセメントが無いのでこの漆喰で作り上げた。この工事は十二月中工女が寒休みで家に帰つてゐる内、即ち春挽までには完成せねばならぬと云ふ忙しさであった。又水門の取替の如きも、昼は操業してゐるので夜間の仕事として、夜の明けるまでに片付けねばならぬ。三月節句の日の如きも、落つておられないで、雨の日、軒下で節句の御馳走を翁と二人で食つたことがあつた。

工場の建増工事は屢々あつた。地ならしから進んで地固め、即ち柱石の下の土を打つ基礎工事を胴？と呼ばれる、石の胴搗、亀の子胴搗、タコ搗とも云はれるのがある。人夫の大勢が円形に

囲って綱を引くが歌を唄ひつゝ力を合せて地面を堅める、この仕事が始まると翁が飛び込んで仲間入りをする、翁が這入ってくると景気が付いて仕事の能率が進むと云った有様で、何でも翁は手を出して労務に従事し、決して立ってゐて人を使はない、必ず自ら仲間に加はって同等の労働をやったものである」<sup>注4</sup>

妻子も松本に呼び寄せ、責任者として任された松本製糸場を成功させようと心血を注いで働く今井五介の姿を彷彿とさせる文章である。

操業開始時に48釜でスタートした片倉組松本製糸場はこうした今井五介の経営努力が実を結び、順調に規模を拡大していった。創業から17年後の明治40(1907)年には974釜を備え、松本の製造業はおろか、松本地方の経済全体に大きな影響力を持つまでに発展するのである。

### 3) 松本の玉糸製造

商業会議所が発足した当時、松本の工業、特に製造業については製糸業を軸とした産業構造になっていた。第1表で明らかのように、生産額で見ると製糸業部門は、松本全体の生産額のほぼ8割

第1表 松本市の生産価額と製糸業関連生産価額

年	器械生糸(a)	a/d	玉糸(b)	b/d	屑糸・真綿(c)	c/d	市総額(d)
1908	720,390	58%	115,672	9%	56,244	5%	1,234,657
1910	816,948	66%	85,184	7%	53,050	4%	1,240,678
1912	1,812,146	74%	99,782	4%	59,495	2%	2,436,279
1914	3,271,550	80%	61,412	2%	303,208	7%	4,086,983
1916	5,204,150	78%	441,000	7%	141,150	2%	6,674,421
1918	8,671,380	74%	1,035,750	9%	326,115	3%	11,765,108
1922	9,448,411	58%	715,459	4%	455,300	3%	16,314,316
1926	11,022,445	69%	243,881	2%	356,058	2%	15,890,565

1) 各年の『長野県統計書』による。

2) 単位は円。

第2表 松本市の製糸業関連生産額と長野県産額の比較

年	松本器械生糸	県器械生糸	松本/県	松本座繰糸	県座繰糸	松本/県	松本玉糸	県玉糸	松本/県	松本真綿	県真綿	松本/県
1908	724,306	35,512,773	2.0%	52,250	2,063,068	2.5%	115,672	236,079	49.0%	78	160,833	0.0%
1910	816,948	45,293,067	1.8%	1,050	997,011	0.1%	85,184	438,823	19.4%	52,000	211,789	24.6%
1912	1,812,146	55,453,792	3.3%	5,495	994,827	0.6%	99,782	379,443	26.3%	54,000	236,720	22.8%
1914	3,271,550	58,569,278	5.6%	233,208	2,222,237	10.5%	61,412	297,521	20.6%	70,000	267,364	26.2%
1916	5,206,350	94,859,967	5.5%	0	1,273,924	0.0%	446,450	797,216	56.0%	103,500	365,562	28.3%
1918	8,671,380	153,358,373	5.7%	109,915	2,494,206	4.4%	1,035,750	2,074,269	49.9%	216,200	838,194	25.8%
1920	10,169,984	165,785,520	6.1%	97,078	2,337,784	4.2%	947,470	2,522,217	37.6%	280,675	998,793	28.1%
1922	9,448,411	185,539,796	5.1%	80,551	2,680,484	3.0%	715,459	1,492,736	47.9%	217,500	981,918	22.2%
1924	22,613,543	450,439,008	5.0%	66,508	3,944,975	1.7%	809,056	2,642,025	30.6%	47,572	792,007	6.0%
1926	11,022,445	222,654,545	5.0%	11,022,445	222,654,545	5.0%	243,881	527,738	46.2%	48,320	289,142	16.7%

1) 各年の『長野県統計書』による。

2) 単位は円。

3) 1908年の松本市真綿産額は極端に少額の記載となっており、信憑性が低い。

以上を占めており、紛れもなく松本の基軸産業であった。ところが、製糸業として一括されながらも、その中の製品を詳しく見てみると、意外な姿が浮かび上がってくる（第2表参照）。

器械製糸部門で主に輸出向けとして生産される「器械糸」（第1表の数値には生皮芋・屑物も含まれる）、伝統的な座繰器で繰った「座繰糸」、そして国内向けの織物原料として紬などに使用される「玉糸」、これに「真綿」を加えた製糸業製品全体のなかでは、器械糸が圧倒的な比重を占めていたが、長野県全体の産額と比較すれば、別の特徴を指摘することができる。

松本での器械糸産額は、県全体の産額に対しせいぜい数割を占めるだけなのに対し、年によってかなり変動はあるものの、玉糸は30%~50%、真綿は20%~30%を占めていたことが判明する<sup>注5</sup>。松本の座繰糸産額が県全体に占める割合は器械糸よりもさらに小さいことから、松本での一般的な生糸生産については、長野県全体のなかに占める松本のウェイトは小さい。つまり、松本の製糸業の特徴は、高級な輸出向け生糸にあるのではなく、より一般的な国内織物業向けの玉糸生産にあったのである。

主として輸出向け生糸を生産する器械製糸業の場合、操糸作業は、洋式器械を備えた製糸工場で何百という工女が同じスピートで回転する小枠に合わせて一齐に生糸を繰る、という形態で行われていた。しかも、各工女が繰った生糸は様々な角度から厳しい検査を受けていたから、器械製糸工場にあっては、操業管理の行き届いた体制をとるのが一般的だった。

一方、玉繭・屑繭を原料に用いる玉糸製造や、江戸時代以来の簡便な座繰器で生産する座繰糸の場合、技術的には厳しい管理を必要としないので、必ずしも工場形態での操業に限定されてはいなかった。玉糸などの場合は、いわゆる問屋制家内工業として製糸業が展開するケースも少なくなかったのである。つまり、農家や町屋のおかみさん・娘さんが、各家庭で内職的に糸を繰り、最終的にはそれを問屋が回収し、経営者としての問屋のブランドとして製品化する、というやり方である。この場合、経営者側が原料繭を調達し、それを各家庭に配るといった方式が取られていたから、糸繰りに従事する婦女子の側は、まさに内職だった。ごく簡単に言えば、この方式では工場そのものが不要なのである。

このような方式は、幕末から明治期の桐生や足利の織物業では一般的に見られたが<sup>注6</sup>、製糸業ではむしろ珍しいといえる。問屋制家内工業としてのこの方式は、織物業では「出機」と呼ばれていたが、製糸業では「出枠」と呼ばれていた。

玉糸や座繰糸の生産を大きな特徴としていただけに、松本の製糸業界では、松本ならではの問題も発生していた。

松本では、出枠がかなり広く行われていたようで、玉精社<sup>注7</sup>をはじめ玉糸製造業者が松本商業会議所に対し、出枠の取締りを強く求めていた。出枠の取締まりを要求した玉精社の経営内容については詳細が判明していないが、玉糸製造に特化した製糸業者であることは間違いない。明治43（1910）年の『松本商業会議所報告』第2号は、

「市内玉糸業者丸山定吉、山崎今朝一両氏来所 玉糸出枠取締りに関し本所に於て何等かの措置を求めたき旨依頼あり」

「同（玉糸業者）玉精組代表者北澤國一氏より書面を以て前項同様の（出枠取締）依頼ありたり」

と報じている。

ここからは、器械製糸ほどの技術管理を必要としない玉糸製造部門で、専らこの出枠方式が盛んに行われていた様子が見て取れる。

こうした玉糸業者からの要請を受け、明治43（1910）年11月の松本商業会議所役員会では出枠の件が議題として取り上げられている。ただし、松本商業会議所として玉糸の出枠取締を実施した

かどうかは詳らかでない。

信州は全国的にみれば、諏訪郡を中心に器械製糸業が最も発展した地域だけに、とかく輸出生糸に目が向きがちだが、出枠による玉糸製造は、一般的にはあまり知られていない松本の特徴であった。

いま試みに、明治 42 (1909) 年時点で松本商業会議所に加入していた生糸製造業者について、「生糸製造」「玉糸製造」別に分類すれば、全 20 業者のうち 7 業者が「玉糸製造」と特定して記載されている。また、それら生糸製造業者の営業税データからは、片倉製糸を除いた 19 業者による営業税納税合計額のうち、「玉糸製造」業者による合計納税額が 15% を占めていたことが判明する<sup>注8</sup>。玉糸製造を無視しては、松本の製糸業を語れないことがわかってる。

## 2. 銀行の設置

### 1) 松本の本店銀行の消長

明治後期には、製糸業に牽引され松本地方の経済が活況を呈するなか、銀行条例が施行されたこともあり (明治 26 = 1893 年施行)、銀行の設立が相次いだ。

この頃に松本およびその近隣では、明治 29 (1896) 年松本貯金銀行、同年信濃商業銀行、同 30 (1897) 年浅間銀行、同年倉庫銀行、同 31 (1898) 年筑摩銀行、同 32 (1899) 年岡田銀行、同年新村銀行、同 33 (1900) 年信濃金融銀行、同年小谷貯蓄銀行、同年信陽貯蔵銀行、同年信商銀行、同年笹賀銀行などが設立されている<sup>注9</sup>。このうち、筑摩・浅間・岡田・信陽貯蔵銀行は早くも明治 40 年代には移転・解散により松本から姿を消してしまっている。その最大の原因は、日露戦後に日本全体を見舞った恐慌の影響に耐えられなかったからである。

松本で最も早く明治 10 (1877) 年に設立され、後に普通銀行となった第十四銀行も、明治 43 (1910) 年には東京へ移転し松本から撤退した。笹賀銀行は大正 4 (1915) 年まで、倉庫銀行は大正 13 (1924) 年までの営業だった。その他は、昭和期に起こる地方銀行の再編過程で六十三銀行に吸収され、現在はその後身である八十二銀行の支店となっているケースが多い。

### 2) 支店銀行の動向

これら松本の本店銀行以外にも、明治 26 (1893) 年に長野市に本店を置く信濃銀行が松本支店を開き、明治 32 (1899) 年には長野農工銀行松本支店 (本店は長野) が設置された。さらに同 42 (1909) 年、買収によって六十三銀行が松本に支店を設置し、同じく長野商業銀行も松本支店を開設した。このように明治後期には、北信を本拠地とする県内銀行が続々と松本へ進出し始めていた。

明治期後半には、県外資本の銀行も松本に支店を設け始めていた。明治 33 (1900) 年には県外銀行初の支店として、扶桑銀行松本支店 (本店は東京) が営業を開始し、同時に安田財閥系の明治商業銀行が信濃商業銀行を買収し松本支店としたのに続き、同 42 (1909) 年に愛知県の金城貯蓄銀行が松本支店を開設している。これら県外銀行のうち扶桑銀行は、支店開設から 10 年後の明治 43 (1910) 年に廃止された。

また、明治商業銀行松本支店は、大正 12 (1923) 年に安田銀行松本支店となった。これは、もともと安田財閥系だった明治商業銀行が安田銀行と合併したため安田銀行松本支店として再スタートを切ったことにとまなう措置で、戦後には富士銀行松本支店となり、さらにみずほ銀行松本支店として現在まで存続している。

## 3. 明治後期松本の社会資本整備

### 1) 鉄道の開通

日銀を頂点とした金融体系を一応は整え工業化に道筋をつけた政府は、明治期も後半になると本格的な工業化を目指して社会資本の整備にも着手した。その一環として制定されたのが、明治 25

(1892)年発布の鉄道敷設法だった。この法律は、主要な鉄道は基本的に政府の手で敷設され国営で運営されるべきだとの考えにもとづき制定された経緯があり、敷設すべき路線として北海道を除く全国の33区間を指定していた。その中でも重要な9区間については、法律施行後12年以内に敷設する必要がある「第一期」路線として最優先されることになっていた。

同法では、中央線に付属する路線として、八王子―甲府―木曾谷（または伊那谷）―名古屋、長野―松本―木曾谷（または伊那谷）、そして甲府―岩淵の三路線が示されていた。鉄道開設を強く望む東筑摩郡住民による陳情活動が実を結び、篠ノ井線は遂に第一期路線の指定を受け、法律施行から10年以内には開通する運びとなったのである。篠ノ井線が松本まで開通したのは明治35（1902）年のことであった<sup>注10</sup>。

篠ノ井線開通当時の明治35（1902）年、松本駅の乗降客数は年間約14万人だったが、10年後の同45（1912）年には330万人まで数字を伸ばしていた。そればかりか、篠ノ井線の開通はこの地域の産業、特に製糸業にとって、スムーズな製品の出荷を可能にし、さらには原料繭の仕入れ範囲を大きく広げる結果をもたらした。そしてなによりも、大量輸送が可能になったことによる、原料繭の大量仕入れを実現させることとなったのである。

当時、篠ノ井線の正式名称は「中央線篠ノ井塩尻間鉄道」だったが、明治35年（1902）中に松本―塩尻間が開通し、さらに同39（1906）年には中央東線が塩尻まで伸びたことによって中央東線・西線が「中央本線」として統一されたのにもない、明治44（1911）年に篠ノ井―塩尻間が正式に篠ノ井線と命名されることとなった。

## 2) 電力供給の開始

明治31（1898）年に、山崎庄三を社長とする松本電灯株式会社（資本金5万円）が松本南深志町に設立された<sup>注11</sup>。同社が、入山辺村の船付に設けた薄川第一発電所から電力の供給を開始したのは明治32（1899）年12月のことだった。はじめは松本町と本郷村へ電力を供給しただけで、工場等の大口需要はなくもっぱら民家の電灯需要だったため、電力需要はなかなか伸びなかった。電力供給を開始してから10年後の明治42（1909）年、経営難から抜け出せないまま、松本商業会議所会頭の今井五介が社長に就任し、新たな道を模索することになるのである。

明治後期から大正期にかけては全国的に電力ブームが起こっており、長野県でも多くの電力会社が設立されている。松本地方も例外ではなく、明治41（1908）年に安曇電気株式会社（設立は明治37 = 1904年）が島内村へ電力の供給を開始し、大正5（1916）年には東筑摩電灯株式会社も新村・和田・神林をはじめとする9か村に電力を供給し始めた。翌大正6（1917）年に設立された山辺電気株式会社は、翌年から寿・中山・入山辺の三か村に電力供給を開始し、ほぼ松本市域全体に電力が行きわたるようになった。

## 3) 歩兵第五十連隊の設置

明治期後半、特に松本商業会議所が設立される明治40年代以降の松本経済に大きな影響を与えた事柄に、歩兵第五十連隊の松本設置がある。軍隊編成のうえで連隊（当時の正式表記は「聯隊」だが、ここでは「連隊」とする）とは、師団・旅団に次ぐ編成単位である。連隊のもとには大隊・中隊が組織されるので、連隊自体はかなりの人数になり、連隊設置が地域経済に与える影響は大きかった。それだけに、連隊誘致を目指した運動・陳情は各地で活発に行われた。

明治21（1888）年に公布された「陸軍常備団隊配備表」により陸軍は、鎮台を廃止して師団編成へ移行し、日清戦後に軍拡が大きく動き出す過程で、それまでの6個師団から13個師団（近衛師団を含む）へと拡大した。この頃から、全国各地で激しい師団・連隊の誘致運動が展開するようになり、その動きは日露戦後まで続くことになる<sup>注12</sup>。

松本が行った連隊の誘致運動は、日清戦後の明治30（1897）年までさかのぼる。日清戦争後に

本格化した軍備拡張の動きに合わせ松本が連隊誘致のための活動を行い、一旦は歩兵第十五連隊が松本に駐屯することになったにもかかわらず、最終的に取り止めにあった経緯がある。

松本に駐屯することになる歩兵第五十連隊は、日露戦争中の明治 38（1905）年に新設された。仙台・東京・新潟などに分屯する歩兵連隊から人員を集めて編成されたのが五十連隊だった。五十連隊は、第一三師団の歩兵第二五旅団に所属し、明治 38（1905）年の 7 月から 8 月にかけて樺太で実戦に参加している。日露戦争後も台湾や朝鮮の守備についていたこともあり、実際に松本の駐屯地に入営したのは明治 40（1907）年 11 月だった。松本町が松本市となり、松本商業会議所が創設された、まさにその頃のことだったのである。

五十連隊が何名の兵員を擁していたかについては、時代によっても異なるし軍事上の機密でもあり、正確な数字を知ることはできないが<sup>注13</sup>、通常の軍隊編成からみて、松本安原町の兵営にはほぼ 2,000~3,000 の兵員が駐屯していたとみられるから、軍隊出入りの商人を中心として、松本の商工業に与えた影響は多大だった。

## II. 明治～大正初期、松本商業会議所の組織

### 1. 松本商業会議所設立へ向けた動き

#### 1) 松本商話会

明治 10 年代に松本商法会議所が自然消滅して以降、松本では明治 17（1884）年設立の松本親睦会を母体とし商業振興を目的とした松本商業協会が明治 19（1886）年に立ち上がったが、結果的には、演説会等の会合をもとに県会議員・衆議院議員を生み出すグループとして機能しただけだった<sup>注14</sup>。

その後、明治 24（1891）年前後になり松本商話会が結成された。この会は、それ以前の松本商法会議所とは直接に関連してはいなかったようだが、商業会議所組織への移行を目指し、そのための準備に傾注することを表明していた。しかし、商業会議所設置に向けた研究を当面の目的にしていたことに表れているように、商業会議所設立のための具体的行動を起こす段階にはないと判断したようで同 25（1892）年には自ら松本町商業会議所の設置を否定することとなった。したがって、松本商話会は、松本商業会議所の設立につながる具体的な動きは何ら起こさなかったことになる。

#### 2) 明治 32（1899）年の不認可

松本商業会議所の設立に向けた具体的な動きは、松本にある銀行や事業会社による連合新年宴会で始まった。

明治 32（1899）年 1 月 8 日に開催された銀行・諸会社の連合新年宴会で、松本商業会議所の設置が決定されたのである。この決定にもとづきこの集団は、すぐさま松本商業会議所の設置に向けた創立委員会を組織するという、極めて具体的な行動をとった。創立員には銀行や事業会社の代表 9 名が選ばれた。彼らが参加する協議会では、名称を「松本商業会議所」とする、設置場所は松本町北深志、区域は松本町に限定し議員定数を 30 名とすることが決定された。彼らの動きは素早く、早くも 3 月には 19 名が発起人となり、農商務省に松本商業会議所の設置認可を申請している。

このときすでに長野県内では、上田商業会議所（明治 28 = 1895 年設立）が設立されており、松本はそれから数年遅れての動きだった。

また、松本とほぼ同時期に長野が商業会議所設置認可を申請した。長野から商業会議所の認可申請が行われたのは松本の 1ヶ月後、明治 32（1899）年の 5 月であったが、長野の場合は申請から 1 年後の同 33（1900）年 5 月に設立が認可されたにもかかわらず、松本商業会議所の設置については未認可の状態が続いていたのである。

松本商業会議所の設置がなかなか認可されなかったのは、明治 30（1897）年にはすでに長野市



が誕生している一方で、松本町は再三の市制申請が依然として実らずにいた状況も影響したからである。そもそも、激しい暴力事件をともない松本を中心に展開した移庁・分県運動が市制の認可に影響を落としていたことは容易に想像がつくことであり、そのことがまた松本商業会議所の設置認可にも大きく影響を与えたのである。特に、地方の整備を重視していた当時の中央省庁にとって、運動がエスカレートした結果としての地方税滞納運動は、問題視せざるを得ない重大事であった。

## 2. 松本商業会議所の発足

そもそもわが国の商議所は、商業会議所条例・商業会議所法・商工会議所法などの法令にもとづいて設置されており、他の経済団体と比較して、より強い法規制の下にあった。松本商業会議所が発足した当時の根拠法は商業会議所法（明治 35 = 1902 年施行）であり、松本でもこの法令にもとづいて商業会議所が設けられた経緯がある<sup>注15</sup>。

わが国初の商議所立法であり、商業会議所法に先行して施行された商業会議所条例では、会議所を設置する区域に関しては何ら規制していなかったが、その後継法である商業会議所法は、会議所を設置する区域を明確に規定していた。すなわち同法第二条で、

「商業会議所ノ地区ハ市ノ区域ニ依ル」

として、市であることを商業会議所設置の条件としていたのである。したがって、商業会議所法施行後には、市域以外での会議所設置は認められなかったのだが、一方では、

「商業会議所条例ニ依リ設立シタル商業会議所ハ、第二条ノ規定ニ拘ラズ従前ノ地区ニ依ルコトヲ得」

との規定が盛り込まれており、同法施行前に設けられた商業会議所であれば、市域でない町・村であっても商業会議所は存続したのである。

松本商業会議所設立時点で未だ市制施行に至っていなかった地域の商業会議所は、以下の 14 会議所である。

岡崎商業会議所	(明治 25 = 1892 年設立)
栃木商業会議所	(明治 26 = 1893 年設立)
豊橋商業会議所	(同)
知多商業会議所	(同)
浜松商業会議所	(同)
大垣商業会議所	(同)
八王子商業会議所	(明治 27 = 1894 年設立)
小樽商業会議所	(明治 28 = 1895 年設立)
函館商業会議所	(同)
伏見商業会議所	(同)
上田商業会議所	(同)
酒田商業会議所	(明治 30 = 1897 年設立)
直江津商業会議所	(明治 32 = 1899 年設立)
川越商業会議所	(明治 33 = 1900 年設立)

明治 35 (1902) 年までに商業会議所が設けられなかった松本地域では、商業会議所を設立する

ためには市制の施行を待つ他なく、結局、明治 40（1907）年に松本市が誕生した翌年に商業会議所が発足することとなったのである。

法律上の規定から、明治 35（1902）年以降は所在地が市でなければ商業会議所を設立することはできなくなっており、松本町自体は、行政区としての市や町村の設置を定めた法律である市制・町村制に則って松本町となった明治 20 年代から市制施行の申請を繰り返していた。しかし、内務省は松本町から松本市への移行を容易に認めず、最終的に松本町は明治 40（1907）年の 5 月になって漸く市制を施行することになった。

この機会を捉え松本の商工業者たちは早速、商業会議所の設置に向けて活動を開始した。

松本市が発足して間もない明治 40（1907）年 11 月、松本銀行頭取の草間代次郎を総代とする発起人 47 名（5 法人を含む）が、農商務大臣に松本商業会議所設立の発起認可を申請した。発起人 47 名は次のように、いずれも松本の商工業を担う人々・企業だった。

- |         |         |        |
|---------|---------|--------|
| ・松本銀行   | ・松本貯金銀行 | ・倉庫銀行  |
| ・松本電灯   | ・信濃商業銀行 | ・折井隆一  |
| ・塩川定次郎  | ・丸山源内   | ・松村理平  |
| ・上條由兵衛  | ・高美実五郎  | ・池田六衛  |
| ・中村弥平   | ・大野幸重   | ・前田金一  |
| ・鈴木武平   | ・徳本伊七   | ・小栗小助  |
| ・宮下祐藏   | ・吉沢喜七   | ・岡野庄平  |
| ・田中文次郎  | ・住山伊右衛門 | ・降旗要太郎 |
| ・増田利平次  | ・三原文七   | ・吉川鈴太郎 |
| ・細萱兵三郎  | ・寺村徳兵衛  | ・宮坂豊三郎 |
| ・石曾根栄吉  | ・中平治三   | ・青柳彦太郎 |
| ・三沢清七   | ・飯沼相次郎  | ・分部要   |
| ・伊藤太兵衛  | ・上條吉次   | ・石井祐助  |
| ・名越重孝   | ・増田武寿計  | ・宮野半平  |
| ・永井善平   | ・大宮勝造   | ・田中清作  |
| ・青山善右衛門 | ・齊藤国松   |        |

この発起申請は、

「商業会議所ヲ設立セムトスルトキハ議員ノ被選 挙権ヲ有スヘキ者三十人以上発起人ト為リ発起ノ認可ヲ農商務大臣ニ申請スヘシ」（商業会議所法第三条）

として、商業会議所設立の認可申請前に、発起認可の申請を義務づけていた法律にしたがった手続きであった。

この申請は 3 ヶ月後の明治 41（1908）年 2 月に認可され、いよいよ松本商業会議所設立のための認可申請へと手続きが進んだ。発起人たちは、発起の認可を得た後、間髪を入れず、翌 3 月には認可申請を行い同年 6 月 6 日、正式に農商務大臣からの設立認可を得た。

商業会議所法の第五条は、

「商業会議所ハ設立ノ認可ヲ受ケタル日ニ於テ成立ス」

と規定していたから、松本商業会議所の設立は明治 41（1908）年 6 月 6 日ということになる。

### 3. 創立当初の組織

#### 1) 発足当初の規模

松本商業会議所は、総勢 353 名の有権者でスタートした（商業会議所加入者は、会議所の運営を担う議員の選挙権を持つため、通常は選挙権者または有権者と呼ばれた）。このとき、松本商業会議所の有権者資格は、

- ① 営業税 25 円以上の商工業者または法人
- ② 資本金 10 万円以上の法人役員で所得税 20 円以上を納める者

であった。

この要件を満たす全商工業者から会議所経費を強制的に徴収することが可能だったことから、この条件に合致する営業者が商業会議所の会員となる仕組みだった。しかし、発足直後の明治 41・42（1908・1909）兩年こそ強制徴収が可能だったとはいえ、その翌年の明治 43（1910）年からは、他の商業会議所と同様に松本商業会議所も強制徴収権を失うこととなる。

増税により日露戦後の処理に当たろうとする政府と、激しい廃税運動を繰り広げる各地の商業会議所および商業会議所連合会との対立は、商業会議所法の改正という異常事態を引き起こしたのである。廃税運動の拠点となっていた商業会議所を弱体化させる目的で、商業会議所法に盛り込まれていた経費強制徴収の規定が削除されたからである。

松本商業会議所の場合も、明らかに法律改正による影響があったようで、第 3 表のように、明治 42（1909）年以降はわずかであるが、有権者数がそれなりに減少している。

このように、明治から大正初年にかけての松本商業会議所は、330～360 名規模の組織だった。

第 3 表 松本商業会議所の有権者数

年		人数
1908	(明治 41)	353
1909	( 42)	339
1910	( 43)	336
1911	( 44)	336
1912	(大正 1)	366
1913	( 2)	362
1914	( 3)	328
1915	( 4)	496
1916	( 5)	560
1917	( 6)	585

1) 松本商工会議所所蔵の各種記録により作成。

#### 2) 商業部門の有権者

松本商業会議所の草創期ともいえる明治末から大正初年にかけての時期、有権者の内訳を商業・工業別に分類すれば、数のうえでは商業営業者の割合が多く、その意味で創立からしばらくの間、松本商業会議所は文字通り「商業」会議所としての性格を色濃く持っていた。

この時期、商業部門で最も多い有権者数を擁していたのは、織物商・米穀商・海産物商の三業種だった。城下町としての伝統を持つ典型的な地方都市であることを考えれば、むしろ当然ともいえるが、これら三業種で全有権者のほぼ 3 分の 1 を占めていた。その点で織物商・米穀商・海産物商は、松本商業会議所の最大勢力であるだけでなく、会議所の運営を担う中核的業種だったといえる。

そのなかでも特に織物商は、営業者当たりの営業税納税額が他業種よりもかなり多く、それだけ地域経済への影響力は大きかった。明治42（1902）年の記録でみると、株式会社である銀行や松本電灯、あるいは片倉組のような突出した存在を除けば、松本商業会議所所有権者の営業税納税額平均は約40円だった。これに対し、松本商業会議所に参加していた織物商たちの営業税平均額は約80円だったから、数のうえで大きな勢力だっただけでなく、地域経済に与える影響もそれなりにあったことは間違いない。

### 3) 経費の徴収（営業税割と人頭割）

松本商業会議所では創立当初から営業税割と人頭割の二種類に分けて経費を徴収していた。ほとんどの有権者は営業税による資格で選挙権を得ていたから、簡略化していえば、松本商業会議所の有権者は営業税納税額に応じて賦課される営業税割と全員が均等に負担する人頭割と、二重の仕組みで経費を課されていた（明治44＝1911年からは人頭割の等級制を実施）。具体的には、第4表のごとく、創立時の明治41（1908）年の営業税割は納税額100円につき2円50銭の割合で賦課され、一方の人頭割は1人当たり1円50銭が徴収されていた。営業税割と人頭割を合わせ総額1,295円の経費総収入で松本商業会議所はスタートしたのである（これ以外に倉庫銀行等から約130円を借り入れて創立経費に当てていた）。なお、松本商業会議所では、戦前を通じこれら2種類の経費賦課方法が基本だった。

第4表 松本商業会議所の経費賦課

年	営業税割	人頭割
1908（明治41）	2.5	1.5
1909（42）	3.0	2.0
1910（43）	3.0	2.2
1911（44）	3.5	
1912（大正1）	3.5	
1913（2）	3.5	
1914（3）	5.0	

- 1) 営業税割は100円に付
- 2) 人頭割は1人に付
- 3) 単位は円
- 4) 松本商工会議所所蔵の賦課記録により作成。

なお、1911年からは人頭割の等級制を実施。

創立の翌明治42（1909）年になると、営業税割・人頭割ともに賦課率をあげることで、収入を増加させる方策も講じられた。すなわち、明治42（1909）年の営業税割は納税額100円につき3円、人頭割が1人当たり2円へと、それぞれ賦課率がアップしている。その結果として、総収入は1,527円となり、前年と比べて250円ほど増加した。

明治43（1910）年になると、営業税割賦課率は前年と同様に100円当たり3円の水準に据え置かれてはいたが、実際のところ松本商業会議所は営業税割の負担者から一律に20銭ずつを上乗せして経費を徴収していた。人頭割は前年比で漸増の1人当たり2円20銭であった。

こうした実質的な賦課率アップの結果、雑収入も加わって明治43（1910）年の総収入は1,900円を超えることとなった。

創立当初の松本商業会議所は、会議所としての財政基盤を急ピッチで整えつつあったのである。

## 4) 等級制の導入

松本商業会議所は1911（明治44）年、人頭割の賦課方法として等級制を導入した。具体的には、営業税納税額を基準に「一等」～「八等」の等級を設けたうえで等級ごとに1人当たりの賦課額を設定したのである。

第5表は、明治44（1911）年度からの人頭割等級表である。

同年からは、このように人頭割に等級制を導入する一方で、営業税割りの賦課率が100円当たり3円50銭へと引き上げられている。商業会議所としての財政基盤を確立すべく着々と手を打つことで、この年の収入はようやく2,000円を超え、2,185円に達した。発足時と比べれば、4倍以上の財政規模になっていた。

明治44（1911）年度の人頭割は「一等」級から「八等」級までの8区分で賦課されていたが、翌大正1（1912）年度からは区分をより細分化し、「一等」級から「九等」級までの区分設定へと変更された。

具体的には、税額基準が300円以上の「三等」と100円以上の「四等」の間に、200円以上の等級を新たに設けたが、第5表で明らかなように、営業税200円以上にランクされる業者はいずれの年度も数人であり、経費収入の点では大きな影響はなかった。

第5表に示された、大正1（1912）年度から同2（1913）年度までの等級区分を実施することにより松本商業会議所は、毎年度概ね2,000円前後の総収入を確保することができるようになっていった。なお、一定額以上の所得税納税者で、かつ一定規模以上の法人の役員は、営業税額基準が適用されないため、第5表には含まれない。これらの有権者への人頭割は、一律に1人当たり3円が賦課されていた。

第5表 松本商業会議所の等級別経費賦課額

年	区分	一等	二等	三等	四等	五等	六等	七等	八等	九等
1911年	税額区分	1,000	500	300	100	60	40	30	25	
	人数	4	1	7	46	63	89	63	56	
	1人当賦課額	15	10	7	5.5	3.5	2.5	1.8	1.5	
1912年	税額区分	1,000	500	300	200	100	60	40	30	25
	人数	4	1	7	4	42	63	89	63	56
	1人当賦課額	15	10	7	5.5	4.5	3.5	2.5	1.8	1.5
1913年	税額区分	1,000	500	300	200	100	60	40	30	25
	人数	3	1	3	6	40	50	95	80	77
	1人当賦課額	15	10	7	5.5	4.5	3.5	2.5	1.8	1.5
1914年	税額区分	1,000	500	300	200	100	60	40	30	25
	人数	3	1	3	60	40	50	95	80	43
	1人当賦課額	15	10	7	5.5	4.5	3.5	2.5	1.8	1.5

- 1) 松本商工会議所所蔵の各種史料による。
- 2) 税額区分の数字は、～円以上を表す。
- 3) 明治44（1911）年度は一等級から八等級まで。

## 5) 議員の構成

松本商業会議所の議員の定数は基本的に30名であり、法令にしたがって

- ① 議員の任期は4年
  - ② 2年ごとに半数の15名を改選
- という方式をとっていた。

ただし、発足から最初の改選選挙が行われた明治43（1910）年までの第1期議員は、変則的に32名が議員に就任することとなった。その理由は、発足の翌年（明治42 = 1909）年3月に2名の議員（上條由兵衛と青山善左衛門）が辞任したため、次の改選期を待たずに補欠選挙を実施し、法人の信越海産株式会社と株式会社松本貯蓄銀行を選出したからである。

第1期からの議員を業種別にみれば第6表のようになっており、概ね各業種から万遍なく議員が選出されていることがわかる。また、これら議員を送り出している業種の種類自体にも、改選期ごとの大きな入れ替わりはなく、固定的なほぼ20種類の業種から議員が選ばれるのが常であった。

議員数からいえば、織物商と銀行業の多さが目立ち、松本商業会議所では織物商と銀行業が最大勢力であり、これら両業種の意向がかなりの程度、会議所運営に反映していたであろうことは想像に難くない。特に銀行業についていえば、銀行代表者あるいは銀行関係者が、こうした通常の議員とは別に常に特別議員として加わっており、銀行は特別議員というルートでも松本商業会議所に議員を送り出していた。その意味で、銀行が松本商業会議所の運営に際して大きな発言力を確保していたことは明らかである。

## 6) 議員選挙

他の商業会議所と同様に、松本商業会議所でも当然のごとく、改選ごとに何人かの議員が入れ替わっていた。

明治末から大正初年にかけての時期、改選ごとに6名~8名の議員が入れ替わる結果となった。つまり、改選議員の半数が新任と入れ替わり、議員全体としては約4分の1が改選ごとに新任と入れ替わっていたことになる。一般的に言えば、極めて望ましい結果であり、適度な議員の入れ替えがスムーズに実現していたのである。

もちろんその一方で、今井五介や住山伊右衛門・分部要衛・池田六衛・石井祐助・吉沢喜七・片瀬嘉助・竹内國次郎・中村弥平といった業界のリーダー的存在が、ある程度長期にわたり議員を継続し常議員として会議所の運営に安定感をもたらしていたことも事実である。

こうした議員メンバーの適度な入れ替えは、いわばぶっつけ本番の選挙で実現していたわけではなかった。実は、十分な事前の調整が行われ、周到な根回しのうえで最終的に議員が選出された結果だったのである。

初の改選議員15名と補欠議員3名、合計18名を選出した明治43年5月の選挙に際しては、「選挙権者有志」から有権者に宛てて次のような通知が郵送されていた。

「今回松本商業会議所議員半数改選並に補欠選挙を執行せらるゝに際し、左記の諸君を以て適任者と信じ候補者に推薦致候間、御賛成御投票被成下度、此段御依頼申上候」

この文面の後に、「半数改選の部」として15名の氏名、「補欠選挙の分」として3名の氏名が記載されており、選挙結果もその通りに決着していた。

松本商業会議所が初の半数改選にあたり事前にこのような措置を講じた理由は単に、議員の顔ぶれに業種などの要素を反映させ大きな不満を残さないよう配慮したからだけではなかった。

この当時、全国の商業会議所が抱えていた共通の問題に、議員選挙の投票率の低さがあった。松本商業会議所も例外ではなく、明治43（1910）年5月の議員改選にあたっては、選挙自体が成立するかどうかさえ危惧されていた。用意周到な根回しには、事前に議員の顔ぶれを固めることで有権者が投票しやすい状況を作り出す狙いもあったのである。

実際、松本商業会議所名で各有権者に対し、次のような通知も出されている。

「議員の当選は少くも八十票（法定数）以上の投票を得ざれば無効となり 随て再選挙の必要

第6表 松本商業会議所業種別議員数

	1908	1910	1912	1914	1916	1918	1922	1926	1930
織物商	6	6	5	5	5	7	3	2	2
海産物商	2	2	2	2	1		4	4	4
米穀商	2	2	2	2	2	2	2	1	3
繭糸商	1	1	2	4	2	1	1	2	2
銀行業	3	3	4	4	2				1
足袋商	2	1	1	1	2	1	1	2	3
醸造業	1	1	1	1	1	1	2	1	2
製糸業	1	1	1	1	1	2	1	2	2
薬種商	1	1	1	1	1	1	2	1	2
運送業	1	1	1	1	1	2	2	2	1
砂糖商	2	3	1	1	1	1	1	1	1
鉄工業	1			1	1	1	1	1	1
菓子商						1	1	1	1
紙商	1	1	1	1	1	1	1		1
履物傘商	1	1	1	1	1	1	1		
書籍商	1				1	1			1
畳表蚕具商	1	1	1	1	1		1	1	
肥料商						1	2	2	1
質商	1	1			1	1			1
煙草元売業			1		1	1	1	1	
時計自転車商	1	1	1	1	1				
衣類商					1		1	1	1
石油塩元売		1	1	1	1				
材木商	1	1			1			1	
陶磁器商	1		1	1					
精錬業									1
酒商									
石炭商							1		1
小間物商						1	1		
倉庫業	1					1			
蚕種製造業		1	1						
雑貨商								1	1
証券業								1	
電機商									1
セメント製造業									
蚕具商						1			1
鉄道業									
家具商								1	
建築請負業									1
綿糸商						1			
古物商									
飲食業									
金物商									
瓦斯供給業									
葬祭請負業									
洋物商								1	
印刷業									
議員数計	32	30	30	30	30	30	30	30	30

1) 松本商工会議所所蔵史料および各年の商工人名録により作成。

を生ずる次第に付 斯くては徒らに無用の手数と時日と費用とを要する次第に付 万障御差繰御出席の上十八名の候補者全部を御投票相願ひ度事」

そのうえで各議員には、

「商業会議所議員は各自少なくとも拾名以上の有権者を選挙場に誘致し、尚出来能ふ丈御町内を纏めて選挙に出頭せしむる様御尽力を請ふ」(明治42年4月18日)

との要請もなされた。

#### 7) 商業部会

松本商業会議所では創立当初から工業部会と商業部会が設けられており、明治42(1909)年にはそれぞれの部会が会議所としての活動方針を明確にしていた。

そのうち商業部会は、各種商業に関する調査・研究だけでなく、個別具体的な方針として、松本市内に本店を置く三つの銀行の合併を強く促す方針を打ち出していた。

以下は、商業部会が示した方針の抜粋である。

「 商業部会調査方針  
松本市の金融機関整備に関する件

金融機関の整備を図り之をして市の商工業と密接の関係を保ち能く其資金の流融に利便を与え又能く金利の歩合に調適を得しむるは松本市現下の金融状態に於て實に其必要を認むる処なりと雖ども就中土地の三銀行を合併し其根本的整理を図り尚其営業上に一大刷新の実を挙げしむるの一事は蓋し急務中の急務ならん。因て松本商業会議所は其決議の下に会頭の名義を以て公正に松本貯金、松本、倉庫の三銀行重役に対し誠意ある合併談を交換せんことを勧誘し、日を期し回答を求め之に應ぜざるものは其迄とし、若し之に應ずるものあるときは其銀行をして之が振作の実を得しむることに十分なる援助を与ふ可き事。

但金融機関の整備に対する本会議所第一着手の施設として此の如く土地の三銀行に限るものは今や本市の銀行業中其資金の大部分を土地の資本家に仰ぐものは前期三銀行にして而かも亦営業不振の状況に在り、此の如くにして推移せし、呼是決して土地の資本家を擁護する所以にあらざるは勿論金融上亦た決して軽視す可きの事にあらざるを信ずればなり。

且つ一面より観察すれば監督官庁は本年に於て我松本の地に新に三銀行の支店設置を認可せり、左なきだに銀行の数多きに失するやの嫌ある」

すなわち、日露戦後の不況下で銀行が営業不振を極めているにもかかわらず、新たに3つの銀行が松本に支店を設けることになったため、地元資本の3銀行(松本貯金銀行・倉庫銀行・松本銀行)は合併により破綻を未然に防ぐ必要がある、と述べている。松本商業会議所の会頭が直接、各銀行の幹部にその旨を申し入れ、賛同するならば会議所としてもバックアップしよう、との意向も示していた。

商業会議所としては、かなり踏み込んだ活動方針であり、銀行合同による地場資本の強化に並々ならぬ意気込みを持っていた様子が見てとれる。だが、六十三銀行・長野商業銀行・金城銀行の3行が予定通り松本に支店を設けたにもかかわらず、松本の本店銀行である3行の合併は実現しないまま、松本の銀行界は大正期を経て昭和の金融激動期を迎えることになるのである。



## 8) 工業部会

有権者の数からいえば、松本商業会議所が商業営業者の集合体としての性格を色濃く持つのは、発足時の明治後期から大正初期にかけて変わらぬ傾向だった。しかし、養蚕関連業をも含めた繊維産業を大きな特徴とする松本商業会議所において工業部門は、有権者数はともかく、地域経済に対する影響力という点では絶大なものがあった。

有権者数でみると、工業部門では製糸業・足袋製造業・醸造業が目立っており、とりわけ製糸業は20数名を擁し、工業部門では最も多くの人数を抱える業種だった。醸造業・足袋製造業はいずれも10名前後の有権者数となっており、松本商業会議所においては製糸業とともに、やはり工業部門の主要業種だった。

工業部門の中心的位置を占めるこれらの業種は、数のうえでは松本商業会議所の大きな部分を占めていないにもかかわらず、経済的には大きな影響力を持っていた。

いま試みに、営業税納税額を業種別にみてゆくと、別格の地位にある銀行業を除けば、製糸業が頭抜けていた。この時期、松本商業会議所の有権者全員の営業税納税額平均が約40円であったのに対し、製糸業1営業者当たりの営業税納税額は200円前後に達していたから、営業規模からみた製糸業は、松本の経済動向を左右しかねないほどの業種であったことは間違いない。明治42(1909)年時点で醸造業の営業税納税額平均も100円を超えており、他の業種でそれに匹敵する額に達しているのは時計商・倉庫業だけである。

工業部門は総じて有権者数は少ないけれども、比較的大きな経営規模を誇り、松本での商工業の展開に及ぼす影響力は大きかったのである。

松本の製造業者が結集する工業部会は、会議所発足から間もない明治42(1909)年の時点で、各種工業に関する調査・研究とともに工業教育に特化した教育機関、すなわち工業学校の新設を各方面に強く訴える方針を打ち出していた。このことは、松本においてはやや手薄になっていた工業部門について、それを取り巻く環境の整備に工業業者たちがいかに腐心していたかを知るうえで、注目に値する。

工業学校新設に関し工業部会が示した方針は次の一節に明確に現れている。

### 「 工業部会調査方針

(前略) 適切なる工業教育に至ては或場合に於て其必要の度却て商業教育に優ることあり、或は少くも商業教育と相待て其効果を發揮するに至ること幾多实例の示す処なり。(中略) 工業教育機関の必要を認むるときは之に対する相当の要望を為すは本部会当然の処為たるを失はざるなり」

実は、この時点で松本には松本戊戌商業学校(後の松商学園)があった。しかも松本戊戌商業学校はすでに、商業教育機関としてはより本格的な甲種商業学校への昇格を果たしており、私立学校とはいえ松本で商業教育が著しく先行することに対し工業部会が懸念を表明したのが、この方針であった。松本の商工業をみたとき、総じて商業に偏りがちな状況を戒めようとする姿勢が色濃くにじんでいた。

## Ⅲ 大正期松本の商工業

### 1. 工業の展開

#### 1) 明治期松本の製造業到達点

大正1(1912)年12月に発行された『松本大観』<sup>注16</sup>は、松本での工業の展開について次のよう

に述べている。

「製造業 本市は由来工業の都会にあらずして、山間の農民を相手として有無相通ずる丈の商業地なれば、製造業の盛ならざること論を待たざる所なり。是れ一は其原料の乏しきと、一は交通の便ならざりしが故なり。然れども製造業全く振わざるにあらず。今左に之を摘記せん。

(一) 機織業

機織業を営めるもの十余戸にして、職工三十人に足らざれども、四十一年の産額は縮緬類六百六十四反を最多とし、紋織、斜子、糸織、紹織、袴地等の絹織物三百余反を産し、価格七千円に余れり。

(二) 染業

染業亦盛にして手拭・更紗等は渚地方に、友禪染・緋染等亦各地に行はれ価格三万円に達せり。

(三) 抄紙

蚕卵紙は市の特産にして二百万枚を産し、価格一万八千円に達せり。実に本市の蚕種は之によって製せらるゝなり。内山紙三十五貫、価格其他三百円を産し、総て二万円に達せり。

(四) 足袋及足袋底

本市に於て足袋を製出せしは、今より七十余年まえ、天保年間足袋底織の発見ありて後の事なり。足袋底は当時農家の余暇に於て唯手工によりて成りしものなりしが、後器械を用ひるに至り漸次隆盛を来すと共に、足袋製造も其数を増し、名声大に揚るに至り。最新の製造高は百六十七万足にして、価格二十五万円に及べり。

(五) 蚕網

市特産の一にして松本網と称するもの是なり。初め蚕業幼稚の時代には藁琉球草等を以て不完全なるものを編みて用ひたりしに漸次蚕業の発達に伴ひ糸製蚕網を製するに至り渋染糊施用の方法につき苦心を重ね遂に現今用ふる所の品物を製するに至り、明治四十二年には四十六万二千四百反価格十五万五千円を産出するに至れり。

(六) 美篋細工

美篋細工はもと此地方に産せる篋竹を原料として、天保三年初めて不完全なる行李を製造したるに基き爾来漸次進歩して明治二十四年始めて外国輸出を見るに至りし特産物なりしが、原料の欠乏を来せると同時に漸次衰頹し、長野地方の木通蔓細工の爲めに圧せらるゝの境遇に至りしが、明治四十一年に至り再び恢復の端を啓き今日に至りても尚且行李、鞆、菜籠、蓋物等四万個を製し価格五千余円に達せり。

(七) 製糸

製糸業頗る盛にして、器械工場十八箇所、釜数合計千四百四十五、工女を使役すること千四百四十九。而して製出する生糸の産額三万一千五百貫の多きに及ぶ。此他座繰戸数九十二、玉糸三十六にして、工女合せて八百八十余名、其産額座繰三千五百五十貫、玉糸三千四百貫にして、価格合計百七十一万四千三百余円に達せり。

尚生皮芋三万八千円熨斗糸八千八百円の産額あり。(中略)

#### (五) 水産業

本市に於ける水産は鯉を除かば其他に一もなしといいて可なり。旧城の堀を利用するものと、市付近の貯水池に養ふとの二あり。毎年九千余貫を産し、価格一万円に余る。

#### (六) 塗物業

本市に於て塗物業を営むもの十五戸に及び職工七、八十人を使役せり。是等は平沢、輪島等の本場より雇入れたるものにして、近年漸く盛になれり。材料は本曾より、塗料は中国より輸入し、板物類、膳、椀等一年約二万円を輸出す。

#### (七) 醸造業

醸造業亦盛にして、清酒醸造場八戸にして、四千六百十八石を造り、此価格十七万七千余円におよぶ。焼酎の醸造場十戸にして、二十石を造り、此価格千八百余円に及ぶ。醤油は九カ所の醸造場を有し、三千三百余石、此価格八万円に及ぶ。酢は七戸にして二百五十石を造り、価格三千円に達せり。味噌は近年製造場を増し、三十二戸に及び、二万三千余を製し、価格七千余円に達せり。

(後略)

この冒頭では、松本市がもともと商業都市であり、交通上の不便と原料調達の難しさから、工業はそれほど展開していないとされ、そのうえで、松本に特徴的ないくつかの工業を列挙している。

それによれば、大正期を迎えたばかりの、したがって明治期の松本では、生産価額にして20万円以上を産出する足袋・足袋底業と酒造業を筆頭に、主として伝統的な手工業が展開していたことがわかる。機織業・染業といった繊維に関連する手工業、あるいは紙・塗物などの業種が町場で展開し、城下町として手工業の伝統が維持されていた様子が見て取れる。特に蚕網は、別名「松本網」として広く知られた養蚕具であり、松本特産の重要な手工業製品となっていたことは特筆に値する。

このように近世期以来の統的な手工業が展開するとともに、代表的な工場制工業である製糸業は突出した地位を占めており、他の手工業を圧倒する産額を誇って松本の工業をリードしていたことも明確に示されている。

つまり明治期松本の工業は、一方では製糸業等の近代工業が定着し、他方で江戸期以来の伝統的な手工業もまた根強く展開していたのである。

#### 2) 大正期松本の製造業

『松本大観』に示されたこのような製造業の展開をもとに、全国的にそうであったように松本でも大正期には工業が著しく発展した。『松本大観』に描かれた状況からほぼ10年を経た大正9(1920)年の調査結果は、工業がかなり発展した状況を示している。

大正1(1912)年には25万円とされた足袋・足袋底の生産価額が大正9(1920)年には一挙に150万円まで増大しているし、清酒も20万円から52万円へと産出額を伸ばしていた。工業従事者の数も大正9(1920)年には約12,000人となり、商業従事者の約15,000人に肉薄しつつあった。

第7表 松本の工業生産価額推移

	生産価額	対全県比率
大正 1	244	3.5%
3	409	5.8%
5	668	6.1%
7	1,177	8.7%
11	1,632	6.8%
15	1,590	5.8%

1) 各年の『長野県統計書』により作成。

2) 価額の単位は万円。

松本の製造業が大正期を通じていかに発展したかを、工業生産価額の推移でみれば（第7表参照）、工業品の製造価額に関する限り、松本の製造業は極めて順調に伸びており、大正期を通じて生産額が6倍～7倍の規模に拡大した。しかも、それと歩調を合わせて長野県全体の生産価額に対する比重も高まり、県内の概ね7割～8割を松本の製造業が占めることになった。

こうした工業の展開はもちろん、松本だけにみられたのではなく、大正期の日本全体に共通する傾向だったのだが、同期間、日本全体で製造業生産価額の拡大率は4倍強だったから、松本における工業の発展比率は、他地域をかなり上回っていたと見てよいだろう。

ただしこれは、生産額で捉えた数字なので、松本の製造業を牽引したのが製糸業であること、そして大正期には生糸価格が上昇していたことが背景にあつての数字であることには留意しなければならない。

### 3) 製糸業の発展

このような製造業の展開を支えたのは、製糸業であった。

器械生糸・玉糸・真綿・座繰糸といった製糸業製品の生産価額は、大正期を通じて松本市全生産価額の70割から80割を占め、明治期と同様に大正期にあつても製糸業が松本の製造業の中核だった。大正1（1912）年に約200万円だった製糸業製品の生産額は、大正末年には約1,200万円となり、大正期を通じてほぼ6倍増の急成長だった。日本全体の製糸業がそうであったように、松本でも製糸業はまさに全盛期を迎えていたのである。

松本の製糸業を牽引していたのが片倉組松本製糸場であることは、言うまでもない。大正11（1922）年時点で松本市にあつた41の製糸工場には合計で約5,000人の職工がいたが、片倉組の製糸場だけでそのうちの3割以上を占めていた。

## 2. 大正期松本の金融機関

### 1) 本店銀行の動向

廃業や吸収合併など、松本の本店銀行にはすでに明治期から様々な動きがあつたが、大正期に入っても金融機関の消長は続いた。

元号が大正に変わったばかりの頃、松本の本店銀行は、松本銀行・倉庫銀行・松本貯金銀行・小谷貯蓄銀行の4行だった。これら松本の本店銀行は諸事情から名称を変更するケースが相次ぎ、倉庫銀行は大正1（1912）年に大正銀行へ、さらに同4（1915）年には福壽屋銀行へと名称を変更した。松本貯金銀行は大正11（1922）年に信州銀行へ名称を変更、小谷貯蓄銀行も同年に小谷銀行へと改称した。松本貯金・小谷貯蓄の貯蓄銀行2行はいずれも、貯蓄銀行法の施行により普通銀行と貯蓄銀行の兼営が禁止されたことから、普通銀行に転換したことともなう名称変更だった。

このうち小谷貯蓄銀行は、小谷銀行へと業態・名称を変更して間もなく、六十三銀行へ営業を譲

渡ることによって消滅した。また、倉庫業を兼業するかたちで明治30（1897）年に開業した倉庫銀行は、大正期に入ってすぐに大正銀行へ、さらに数年後には福壽屋銀行へと名称を変更しながら営業を続けたが、第一次世界大戦後の不況を乗り切れず、遂に大正13（1924）年に解散を余儀なくされた。

したがって大正期の終わりには松本の本店銀行は、松本銀行と信州銀行の2行だけとなっていたのである。

## 2) 支店銀行の消長

では、支店銀行の動きはどうだったろうか。

大正2（1913）年時点で松本の支店銀行は、長野農工銀行・長野商業銀行・明治商業銀行・信濃銀行・六十三銀行・信州銀行（松本貯金銀行が改名した信州銀行とは全く別の、上諏訪を本店としていた普通銀行。大正9（1920）年に第十九銀行と合併して消滅）の6行だった。

支店銀行についても大正期には様々な動きが見られた。

まず大正3（1914）年には、六十三銀行と合併して長野商業銀行が姿を消した。須坂を本店とする信陽銀行も松本に支店を設けたが、信陽銀行は大正12（1923）年に上田の中信銀行と合併したことにより、中信銀行松本支店となった。また、上田の第十九銀行、長野の長野実業銀行、池田町の安曇銀行が相次いで松本に支店を設け、このうち長野実業銀行は昭和3（1928）年に信濃銀行となり消滅、安曇銀行も昭和期になって解散になった。他方、大正12（1923）年には安田銀行が明治商業銀行を吸収したのにもない、明治商業銀行松本支店は安田銀行松本支店となった。

明治後期から大正期にかけて全国的に金融機関が激しい消長を繰り返すなか、松本でも以上のよう、本店銀行・支店銀行を含めて金融機関の目まぐるしい消長が見られたのである。

大正期に入った頃、松本の金融機関は、本店銀行4行（松本銀行・倉庫銀行・松本貯金銀行・小谷貯蓄銀行）、支店銀行6行（長野農工銀行・長野商業銀行・明治商業銀行・信濃銀行・六十三銀行・信州銀行）だった。それが、数々の解散・移転・合併・名称変更を経て、大正期の終わりには、本店銀行2行（松本銀行・信州銀行）、支店銀行8行（日本銀行・長野農工銀行・長野実業銀行・中信銀行・安曇銀行・六十三銀行・第十九銀行・安田銀行）へと姿を変えていた。

## 3) 日本銀行松本支店開設までの動き

このように銀行地図が目まぐるしく変化するなか、大正期松本の金融機関整備に関して特筆すべきは、日本銀行松本支店が開設されたことである<sup>注17</sup>。

周知のように、日銀と直接の取引を持つのは市中銀行であり、日銀はこれら取引銀行を通じて、工業化をバックアップするための資金を供給していた。したがって戦前期の日銀は、工業化をはかるための戦略的産業部門と強い関わりを持つ諸銀行への集中的な融資を行っていた。工業化を急いでいた当時の日本にとって戦略的産業部門とは、重工業では鉄道業と鉱山業、軽工業では綿紡績業と製糸業だった。

特に外貨獲得産業として産業金融の要に位置づけられていた製糸業に関して日銀は、明治後期から大正期を通じ、横浜の第二銀行・七十四銀行あるいは長野県の第十九銀行や山梨の若尾銀行などに巨額の融資を行っていたのである。いずれも生糸流通に関わりの深い中核的な市中銀行だった。

日銀と長野県とのかかわりは、明治23（1890）年に会計規則が施行されるのにもない、国庫金の保管・出納を扱う機関として「本金庫」が長野町に設置されたことに始まる。

国庫金の出納機関である「金庫」には、東京に置かれた「中央金庫」、各府県庁所在地に置かれた「本金庫」、そして各本金庫が統括する「支金庫」の3種類があり、これら金庫が取り扱う国庫金の出納業務には日銀があたる仕組みになっていた。

明治中期以降の長野県には、日銀関連の機関として長野市に本金庫があり、さらにその管轄下に

ある支金庫が、松本・飯山・須坂・中野・福島・伊那・飯田・上諏訪・豊科・大町・上田・岩村田・臼田の13カ所に置かれていた。

長野県下には、日銀が扱う国庫金出納のための機関が明治期に以上のように配置され、その状態で大正期を迎えることとなる。

松本に日銀の支店が開設される2年前の大正1(1912)年、日銀内部では信越地方に支店を設置するための調査が行われていた。その調査結果が「信越地方支店設置ニ関スル調」として残されている。

大正のはじめ、日銀は全国9ヶ所に支店を設けていた。日銀の開業直後から置かれていた大阪支店を筆頭に、函館・小樽・門司・京都・名古屋・福島・広島・金沢の9支店があった。そして10番目の支店をどの県に設けるべきかの調査では、第1候補として青森・秋田・長野・新潟・熊本・鹿児島・長崎の7県があげられていたが、

「地方ノ金融ヲ疏通シ国家経済ノ上進ヲ謀ルニ在ルコト勿論ナリト雖、本行損益ノ計算ヲモ亦之ヲ顧ミサルヘカラス」

との観点からこれら諸県について精査した結果、最終的に候補地は「信越地方」、すなわち新潟県と長野県に絞られていた。つまり、商工業に金融の便を与えるだけでなく、銀行としての日銀の損益・営業成績も考慮して、信越2県を候補地としたのである。

もちろん決め手となったのは、

「信濃ニ生糸ノ特産アル、越後ニ米石油ノ豊富ナル」

ことだった。

こうして日銀は、支店設置の候補地を新潟・長野の2県に絞ったうえで、

「将来ハ新潟長野両県内ニ各一個所ノ支店ヲ設クル」

こととし、事情次第でいずれかを優先しなければならない場合を想定してさらに検討を進めた。

主要生産物の産額や国庫金取扱高・民間銀行の資本金・国債保有高など、さまざまな角度から両県を比較・検討したところ、製糸県の長野県は重要生産物の産額でのみ新潟県に優っており、それ以外の金融関連の指標ではいずれも新潟県が長野県を上回っていた。

しかし、それにもかかわらず日銀としては、

「本行支店設置ノ大主意ハ金融ヲ疏通シ国家経済上ノ便益ヲ謀ルニ在レハ、国庫国債事務ノ如何ヲ以テ主要ノ目的タル金融上ノ便宜ヲ捨ツヘキニアラサレハ本行支店所在地ヲ長野ト決スル」

ことが妥当だと結論を出したのである。

金融をめぐる環境よりも、日本経済の成長に金融面から貢献すべしとの観点が強調されている点は、注目に値する。

わが国で器械製糸業が簇生した明治中期から後期にかけて、松本は言うに及ばず長野県下の製糸資金はもっぱら横浜の売込問屋から、前貸しあるいは融資のかたちで供給されていた。しかし、製糸業が急速に拡大する大正期になると、都市銀行の支店や一定規模以上の地元銀行からの融資額が膨れあがっていった。最大の輸出産業としてわが国の工業化を支える製糸業は、日本の命運を左右する産業になっていたのである。

これら製糸業とつながる金融機関への資金供給や荷為替取組みの必要性は、国策上の観点からも重要度を増すばかりだった。

#### 4) 日銀松本支店の開設

こうして新潟県と長野県のいずれを優先するかについては長野県への支店設置が先であるとの結論が出されたが、次なる問題は、長野県のどこに支店を設けるかであった。

長野県に支店を置く場合、長野市と松本市以外は候補地になり得ないとの前提で、日銀の検討は進んだ。

銀行の本店数や預金・貸出残高では南信よりも北信が優っていたが、ここでもまた、製糸業の重要性とその資金需要が強調されることになった。すなわち、

「生糸事業ノ繁盛ニシテ資金需要ノ多額ナル方面ヲ撰フヲ適当トス。左スレハ製糸事業ノ繁盛ナルコト及資金供給ノ多額ナル点ヨリ見テ南信ヲ取ルヘク、而シテ其設置地ノ松本市ニ在ルヘキコトハ蓋当然ノ所ナリ」

との見解に至ったのである。

しかも、長野市に支店を設置する場合は新潟県の一部も取引圏内に入るというメリットがあるが、いずれは新潟県にも支店を設置することになるだろうから、山梨県の製糸業地帯も取引圏内となる松本市に支店を設けることが最善だと結論づけられたのである。

こうして大正3（1914）年に、日銀10番目の支店として松本支店が開設された。もっとも、支店設置のための調査報告が暗示していた通り、このとき新潟支店も同時に開設されている。

### 3. 大正期松本の社会資本整備

#### 1) 私鉄線の開通

松本で最初に開通した私鉄線は、信濃鉄道だった。

信濃鉄道は大正1（1912）年に株式会社として発足し、翌年から設備の着工を開始、同4（1915）年にはまず松本－豊科間が開通した。以後、順次開通路線を延ばしながら最終的に信濃鉄道の路線は、松本を起点とし豊科・有明・常磐を経て大町までの約90キロ（「二十二里」）となった。この間、工事着工直前に社長が交替せざるを得ないアクシデントもあり、大正3（1914）年からは松本商業会議所会頭の今井五介が社長に就任し、路線の完成にこぎ着けたのである。私鉄として出発した信濃鉄道は後に国鉄に移管され、国鉄の大糸線となる。

また、大正8（1919）年には新村に筑摩鉄道株式会社が設立された。新村出身で長野県議員の上条信が、私鉄線を敷設しようとして創立した株式会社であり、上条自身が社長に就任した。

翌大正9（1920）年から工事が始まり、同11（1922）年には松本から島々まで約16キロの電気鉄道路線が完成した。当初は松本から島々を経て、梓川右岸を通り安曇村稲核まで敷設する計画だったが、島々から稲核まではほとんどがトンネルとなる難工事が予想されたため、島々を終着駅とすることになった。

松本駅から横田を経由して浅間温泉に至る電気鉄道は、大正2（1913）年に敷設計画が内務省へ申請されたが、道路が狭いことを理由に認可には至らず、松本市内の鉄道敷設計画は筑摩鉄道株式会社が担うこととなった。その後、筑摩鉄道株式会社は筑摩電気鉄道株式会社へと名称を変更し、大正13（1924）年に松本駅から浅間温泉までの電鉄路線を完成させた。

#### 2) 電力ブーム

こうした私鉄路線の相次ぐ開通、しかも電鉄として多くの私鉄路線が開業した背景には、全国的

な電力ブームがあった。

大正期に入り日本経済、特に工業が急速に発展するのに合わせて工場用の電力需要が増大していった。特に第一次世界大戦による企業勃興・拡張はそれなりの電力需要を生み出していたのである。家庭での電力需要はまだそれほど大きくなかったから、工業部門での電力需要を見込んで大正期には電源開発ブームともいえるべき状況が生まれていた。ヨーロッパの経済復興も進み、外国産の電源施設が比較的安く輸入できたことも電力ブームの要因となっていた。

大正期後半、長野県内では電力供給会社が急増し、電力供給事業者数は次の第8表のように推移した。

第8表 電力事業者数の推移（長野県）

年	事業者数
大正 9	20
10	19
11	27
12	40
13	41

1) 各年の『長野県統計書』により作成。

このように、大正後期には電力会社が次々に設立されていったのであり、この数年後の昭和期には、安い電力利用を目的に県外の大資本が続々と長野県に工場を設けるようにもなった。

しかし、電力会社の簇生は電力の供給過剰を引き起こし、過剰電力問題へとつながっていった。特に信州は、水力発電のためのダム建設にはうってつけの土地柄であり、電力会社の乱立が目立った地域である。

松本平での電力供給事業は、松本電灯株式会社が薄川第一発電所から電力供給を開始したのが最初で、明治32（1899）年のことだった。松本電灯は明治45（1912）年に薄川第二発電所も建設したが、電灯中心の小口需要に止まっており大口の需要はなかなか伸びずにいた。電力ブームの波に乗って、中房川流域で安曇電気が、烏川流域で諏訪電気、梓川流域では京浜電力や東京電灯が電源開発に着手し、それぞれの電力会社が水利権を掌握していたため、松本電灯は電源開発で他社に遅れをとっていたのである。

松本商業会議所会頭の今井五介が社長に就任した頃から、松本電灯も徐々に高まる電力需要に応じるための電源開発を目指したが、地域一帯の主要な水利権はすべて他社の手にあり、松本電灯は水利権で苦戦を強いられることになった。そのため松本電灯の今井社長は、豊富な水利資源を持つ新潟の越後電気と松本電灯との合併を実現させ、新設の中央電気株式会社の社長に自ら就任することとなる。

中央電気は新潟県で次々と発電所を設置していったが、松本への送電という点では、最も近い関川水系からの送電でさえ、かなりの距離があった。そのため今井五介は片倉グループの営業網を活用することで、新潟—松本間に点在する地域に電力消費型の工場を誘致しようとし、新井町に大日本セルロイド、柏崎に理研工業の工場を誘致するなど、電力供給先を増やしながらか松本での電力供給事業を軌道に乗せるべく精力的な活動を展開していた。富士電機や芝浦製作所の誘致に関しても、中央電気社長としての今井会頭が大きく貢献していたのである。

### 3) 余剰電力問題と電鉄

筑摩電気鉄道浅間線の開通により、松本の私鉄鉄道路線は信濃鉄道線・筑摩電気鉄道島々線と合わせて3路線となったが、この時期、長野県では各地域で比較的短距離の私鉄電鉄路線が敷設され



ている。

松本での私鉄路線開通もこのような、県下で相次いだ私鉄ブームの一環だったことは間違いない。家庭での電力需要が徐々に高まりつつあったとはいえ、需要を遙かに超えた電源開発や発電は結局のところ、過剰電力問題・余剰電力問題を引き起こすこととなった。大正期も後半になると、電力供給力が電力需要の1.3~1.4倍となる状況が恒常化し、供給力と需要との差が100万キロワットに近づきつつあったのである。電力はストック不能という特徴を持つことから、生産電力は即消費されなければならなかったため、値下げ競争を繰り返しながら各電力会社は過当競争のただ中にあった。したがってこの頃には、長野県でも過剰電力を抑制するために様々な方策が講じられており、最終的には電力・電灯会社の合併が進んでゆくのである。

こうした背景のもとに各電力会社は余剰電力の使い途として電気鉄道の兼営を目指すようになる。島々線・浅間線を開通させた筑摩電気鉄道株式会社もやはり、大正5(1916)年に設立された東筑電気株式会社を母体としていた。

このことからわかるように、大正期に簇生する私鉄の電鉄路線は、実は過剰電力を利用するための方策でもあったのである。

#### 4) 松本瓦斯会社の発足

大正期の信州にあったガス会社は4社、そのうちの一つである松本瓦斯株式会社は、大正1(1912)年に松本市南深志町に本社を置いて設立された。資本金30万円、工場は渚316番地に設けられたものの、設立から2年後の大正3(1914)年には解散の危機に瀕していた。電灯の普及により灯用のガス需要が減ったことが影響していた。

松本瓦斯会社の設立に際しては市当局との間で報償契約が結ばれるなど松本市も関与し、さらには松本商業会議所も松本市がガス事業を失うことを問題視していたこともあって、最終的には松本市が事業を11万円で譲り受けることとなった。こうしてようやく大正8(1919)年になって、松本市が補助金を支出することなどを内容とした再建計画のもと、新会社として松本瓦斯工業株式会社が発足したのである。

新たに発足した松本瓦斯工業株式会社はガスの供給を、灯用から熱用へと転換する方針をとった。新会社の設立には、松本商業会議所の今井五介会頭も関わっており、彼が経営する片倉製糸の松本製糸場でも煮繭用にガスが利用されたほか、松本高等学校や農林省蚕糸工業試験場でもガスが導入されるなど、松本瓦斯工業会社からのガス供給は大正末年には約2,000戸に及んでいた。

## IV. 大正期松本商業会議所の組織

### 1. 経費徴収と有権者の様相

#### 1) 税額基準の変動

松本商業会議所は創立時の明治41(1908)年以来、有権者となるための営業税額基準については、法律の定めるところに従い、一貫して25円以上を条件としていた。法人役員であり所得税額基準の資格で有権者となる場合も、法定どおり資本金10万円以上の法人役員であり20円以上の所得税を納める者と定めていた。

こうしてほぼ10年が経過した後、商業会議所法および施行規則の改正に合わせ松本商業会議所も定款を変更して大正5(1916)年からは、有権者資格に関する基準を以下のように設定した。

営業税の税額基準	：15円以上
資本金額基準	：5万円以上
所得税の税額基準	：10円以上

大正5（1916）年に改正された商業会議所法施行規則では、地方商業会議所の営業税基準は20円以上と定められていたが、地域の事情を勘案し定款で定めればそれ以外の基準を設けることもできたので、松本ではそれまでの25円を一挙に15円まで減額したのである。同様に資本金・所得税基準も、規則で示された基準額を下回る水準まで引き下げた結果、資本金・所得税ともに以前の半額へと減額されることとなった。

この時期、有権者資格にかかわる税額基準に関し松本商業会議所は、特異な対応をしていた。大正5（1916）年に一旦は基準を大きく引き下げたにもかかわらず、翌年からは毎年、小幅の引き上げを繰り返していたのである。

具体的には大正6（1917）年には、営業税基準額を1円引き上げて16円に、資本金は1万円の引き上げ、所得税は2円を引き上げることで、資本金6万円・所得税12円に変更した。その後は毎年それぞれ、営業税1円ずつ、資本金1万円ずつ、所得税2円ずつを増額するよう定款の変更を続け、大正10（1921）年には規則の定め通り、営業税額20円、資本金額10万円、所得税20円という基準に落ち着いた。

## 2) 松本商業会議所の有権者数推移

大正5（1916）年に商業会議所への強制加入制度が復活したことを契機に、全国の商業会議所では有権者数が増加した。その推移は第9表に示したとおりであり、大正期を通じて有権者数が倍増する結果となった<sup>注18)</sup>。

商業会議所法の改正を契機として大正5（1916）年に税額基準を引き下げた松本商業会議所でも他の商業会議所と同様、次のように有権者数は着実に増加したのである。

第9表 大正期の商業会議所数と有権者数の推移

年	会議所数	全国有権者数	松本有権者数	年間経費
大正1	60	51,040	368	2,184
2	60	51,665	352	1,980
3	60	49,363	363	2,251
4	60	42,038	474	2,251
5	60	45,928	496	2,398
6	59	52,631	560	3,306
7	60	65,699	585	3,950
8	60	76,350	715	4,657
9	62	133,359	1,719	7,868
10	64	113,634	1,588	7,860
11	65	131,103	1,058	10,469
12	65	99,257	1,058	10,892
13	70	92,921	936	11,720
14	76	103,641	1,007	12,809

1) 『農商務統計表』『長野県統計書』『日本帝国統計年鑑』により作成。

2) 有権者数の単位は人、経費の単位は円。

## 3) 有権者の構成

以上のように、大正5（1916）年の法改正を契機に松本商業会議所でも有権者数が増加し、それとともに有権者の様相にも様々な変化が現れるようになった。

業種別にみて有権者数の増加が目立つのは、商業では米穀商、菓子商、海産物商（魚・乾物商）、

繭・生糸商、工業では製糸業だった。つまり、税額基準の引き下げによりこれらの業種では、営業税納税額が比較的安く小規模な営業者が新たに多数加わったのである。

また、大正期を通じて商工業が著しく展開した結果として、それまでは各種の名簿や統計類で独立して扱われていなかった職種が、新たに業種として認知されるようにもなった。例えば、「魚・乾物商」として一括して扱われていた営業者が「海産物商」と「乾物商」とに峻別されたり、「足袋製造・販売」とされていた足袋関連業者が「足袋製造」と「足袋商」とに分かれるなど、全体としては業種が増える結果となった。

大正期こそは、典型的な地方都市である松本にあっても商工業が大きく伸びた時期だったのである。

有権者数の増加とそれにとまなう業種の増加は、当然のことながら、議員の業種別構成にも変化をもたらした（第6表参照）。

第5期から昭和初年の第9期までを議員の業種構成に着目してみると、即座に気づくことがある。第一に、創立当初から議員の最大勢力だった呉服商が数の上では大きく後退していることである。この間に有権者である呉服商の数はそれなりに増えており、呉服商1人当たりの営業税額にも大きな変化はみられないから、質・量ともに呉服商の地位は決して低下したわけではない。呉服商議員の数が大きく減少した要因は別にあり、次の第二の変化が影響したのである。

すなわち、議員構成に現れた第二の変化は、有権者の業種が細分化されて業種数が増加したことにとまない、新たな業種を含め以前よりも幅広い業種から議員が選出されるようになったことが影響しているのである。雑貨商・証券業・家具商・洋物商など、それまではリストに現れなかった職種が新たに業種として明記されることとなり、それら業種からも議員が選出され始めたことが原因となっていた。

新たに認知された業種から議員を選出するとすれば、突出した議員数を排出していた呉服商の議員数を減少させる以外に方法はなかったことになる。議員選挙前のある程度の調整を行うのが通例となっていた点を考慮すると、それはむしろ当然の成り行きであり、呉服商も依然として複数の議員を送り出していたのだから、決して大きな混乱をもたらす事態にはならなかった。

## 結語

明治後期から大正期にかけ、他の地方都市と同様に松本地域でも、商工業は急速に発展した。その結果、有権者数の推移から見れば、松本商業会議所もそれに比例して順調に拡大した。その際、商工業の展開と商業会議所の構成との関係について明確に現れた変化は、松本商業会議所に参加する商工業者の業種が増加したことだった。それに呼応して、議員構成もそれなりに変容することとなった。したがってその意味で、松本商業会議所の構成には、地域の商工業の動向が忠実に反映されていたと考えてよい。

では、松本商業会議所が地方商業会議所として、地域で展開する商工業の動向を的確に吸収したことを前提に、地方商議所は中小商工業者の利害を代表する存在だったと言えるのだろうか。本論はこの問いに直接答えることを意図してはいないが、以下のような一定の見通しを提示することは可能であろう。

すなわち、松本商業会議所の議員構成から判断する限り、大正期になると、議員の業種構成には現れてこない、もうひとつの動きが生まれていた。日本経済全体にとって銀行が果たした役割は改めて指摘するまでもないが、地域の商工業者にとって不可欠な地域金融機関としての本店銀行あるいは支店銀行が、少なくとも商議所運営の前面から姿を消すこととなったのである。

ここで留意すべきは、松本市に本店・支店を持つ銀行はすべて、「銀行懇話会」なる組織に所属するようになり、銀行に関わる基本的な問題は、常にその組織内で検討していた事実である。本論が対象とした明治後期から大正期には明示的に表面化してはいなかったが、日本の銀行界を大混乱

に陥れた昭和初期の金融恐慌に直面した際、松本の銀行懇話会が示した姿勢は、地方商業会議所の本質を考えるうえで、重要な示唆を与えている。

銀行法の成立を通じ、銀行の日々の営業に直接かかわる問題、したがって銀行と取引関係にある商工業者にとっての身近な問題が起こった。それまでの銀行条例と比較して営業の曜日自体は変わらなかったものの、営業の時間に関する規定が変更されたのである。

明治 23 (1890) 年に制定された旧法、銀行条例では

「銀行ノ営業時間ハ午前十時ヨリ午後四時マテトス但営業ノ都合ニ依リ之ヲ増加スルコトヲ得」

として基本的に、日曜・祭日が休業日、平日は午前 10 時から午後 4 時までの営業と決められていた。この規定は明治 28 (1895) 年になって、午前 9 時から午後 3 時までの営業と改訂されて昭和期を迎えていた。もちろん営業上の都合によっては延長することも可能だったから、松本市をはじめ長野県下の各市では午後 4 時までの営業を実施していた。

昭和期になって新たに制定された銀行法でも、営業時間については午前 9 時から午後 3 時まで、さらに必要に応じて午前 9 時以前と午後 3 時以後の営業も可能であるとした点はそれまでと変わらなかったが、施行細則第 13 条に、

「地方の状況に依り午前九時乃至午後三時の営業時間を短縮せんとする場合には大蔵大臣の認可を受くべし」

との規定が盛り込まれ、営業時間の短縮が認められていたのである。

実は、この規定は土曜日半休を念頭に置いて盛り込まれた経緯があった。外国の商社・商人との取引が多い地域では、土曜日のビジネスは基本的に半休となっていたため、横浜に代表される貿易港などの事情を考慮した規定だった。

長野県の場合、昭和期に入り多くの市で営業時間を午後 3 時までに変更する銀行が多く、この間の事情は『松本商業会議所報』第 1 号 (昭和 2 = 1927 年) に掲載された「銀行の営業時間短縮問題」と題する記事で判明する。すなわち、

「銀行が営業時間を短縮し午後三時限りとするに云ふことは本県に於ては各地に於て之を実行しつゝあり、独り吾松本市のみ残されたる問題であったが松本市に於ても銀行家に依って組織せられて居る懇話会に於て研究し四囲の環境に依り本年 (昭和 2 年……筆者注) 二月より実施することに内定旨懇話会当番幹事から通報があったので問題となり当所の議員総会に於ても亦実業組合連合会の総会に於ても営業時間短縮に対して盛に反対の声が起り当所に於ては銀行懇話会へ折衝し之れが実行を阻止すべく努めたが銀行側に於ては容易に議を翻さなかった」

と記載されている。

ここにはもはや、商業会議所の一員として事態に対処しようとする銀行団の姿はない。銀行にとって商業会議所が利害貫徹の場ではなくなっていることを示唆していよう。大正期の中央経済界で、製造大企業が日本工業倶楽部を設立して活動の場を商業会議所から移し始めていたことを彷彿とさせる。

## 注

- 1 松本商議所について筆者はかつて不十分ながらも、有権者の階層と議員の構成について実態分析を試みたことがあるが、そこでは単に構成員の階層性にのみ着目し、地域における商工業の展開との関連で当該商議所を捉えきれなかった。本論は、商議所構成の背景となっていた、地域での商工業の展開

- に焦点を当てた。なお、松本商議所構成員の階層性については、拙稿「地方商工会議所の歴史的性格」（『松商短大論叢』第45号、1997年）を参照されたい。
- 2 明治期から大正期にかけての製糸業についてはさしあたり、『長野県史 通史編近代二』第二章第三節、『長野県史 近代資料編第五卷（三）』の「製糸業」と付録「長野県製糸工場表」、『大日本蚕業家名鑑』（扶桑社、1913年）、『松本市史 第二巻 歴史編Ⅲ 近代』第三章第三節一、各年の『長野県統計書』、および各種製糸業調査記録を参照した。
  - 3 片倉製糸の松本進出と今井五介に関しては、『片倉工業株式会社三十年誌』（1951年）および『今井五介翁傳』（西ヶ原同窓会、1949年）を参照。
  - 4 『今井五介翁傳』pp43-45。
  - 5 松本地域での製造業および玉糸製造業については、前掲『長野県史』、『松本市史』、松本商工会議所所蔵の各種史料、および『長野県統計書』をはじめ各種の調査資料に依拠した。
  - 6 両毛地域織物業での問屋制家内工業については、『足利織物史 上巻』（足利織維同業会、1960年）第三章第三節・四節、『近代足利市史 第一巻』（足利市、1977年）第三編第四章第三節・第四編第三章を参照されたい。
  - 7 玉精組は合資会社であり、商工人名録によっては「玉精館」あるいは「玉精社」との団体名で登場するため、正確な名は定かではない。
  - 8 片倉組松本製糸場は松本最大の器械製糸工場であり、主に輸出向け生糸を生産していたが、同時に玉糸も製造していた。明治末から大正期にかけての各種商工人名録で片倉製糸（人名録には代表者の片倉兼太郎の氏名が掲載されている）は常に、「生糸・玉糸製造」業者と記載されている。
  - 9 松本地域での銀行の動向については、特に断らない限り、『長野県史 通史編近代一』第六章第六節、『長野県史 通史編近代二』第二章第五節、『長野県史 近代資料編第六巻』の「銀行」、『松本市史 第二巻 歴史編Ⅲ 近代』第二章第三節四・第三章第三節四、『日本金融史資料 昭和統編』付録第2巻（大蔵省、1988年）、『明治財政史』第四巻「国庫出納」（吉川弘文館、1971年）、および各種の松本商工会議所所蔵史料を参照。
  - 10 松本近辺の鉄道敷設に関しては、『長野県史 通史編近代一』第三章第五節・第六章第五節、『長野県史 通史編近代二』第四章第二節四、『松本市史 第二巻 歴史編Ⅲ 近代』第二章第三節五・第三章第三節五を参照。
  - 11 明治期から大正期にかけての電力事情については、『長野県史 通史編近代二』第二章第四節二、『松本市史 第二巻 歴史編Ⅲ 近代』第三章第三節二を参照。
  - 12 松本孝昭、軍隊を誘致せよ、（2013）は、軍隊の設置が地方都市の形成に及ぼした影響について考察しながら、各地の軍隊誘致活動を紹介している。
  - 13 明治23（1890）年に公布された陸軍定員令では、歩兵連隊の定員は平時編制で1,721名とされていたが、軍事情勢次第で実際の兵員数には大きな変動があった。
  - 14 松本商業会議所の発足から約30年遡った明治13（1880）年、松本にはすでに松本商法会議所が設けられていた。明治11（1878）年に東京商法会議所が設置されて以降、明治12（1879）年にかけて、大阪・兵庫（神戸）・長崎等に商法会議所が設けられた。当時の農商務省の調査によれば、明治14（1881）年時点で全国にあった商法会議所はわずか14であったことからすれば、松本商法会議所の発足は、地方都市としてはかなり早かったことになる。ただし、松本商法会議所の活動期間は短く、2～3年で自然消滅したと考えられるので、内実をともなった松本商議所の発足は、明治41（1908）年の松本商業会議所とすべきである。なお、松本商業会議所設立へ至るまでの動きについては、『長野県史 通史編近代一』第六章第六節一、『松本市史 第二巻 歴史編Ⅲ 近代』第三章第三節四、『繁盛ものがたり』（松本商工会議所、2009年）、および『松本商工会議所110年の検証』（松本商工会議所、1986年）を参照。
  - 15 松本商業会議所に関する記述は、基本的には松本商工会議所所蔵の各種史料に依拠し、商業会議所全般については、各年の『農商務統計』および『日本商業会議所之過去及現在』（商業会議所連合会、1924年）に依拠した。
  - 16 『松本大観』は1912（大正1）年に松本で発行され、松本高等女学校教諭の津島壺城氏による編著と

されている。発行所は「瀧川製本所」であり、農業・工業・商業・行政・教育など全般にわたり松本市を紹介する内容が掲載されているが、巻末には「営業税廿五円以上納ムル人員」として松本市の商工業者が列挙されている。この時期、松本商業会議所への加入条件であり、かつ加入義務を負う基準税額が営業税 25 円以上であったこと、および、やはり巻末には松本市内で営業する数多くの商工業者が広告を掲載している点からみて、『松本大観』は明らかに商業会議所が関与した刊行物と考えられる。むしろ、通常の商工人名録に近い性格の刊行物である。なお、本論に引用した箇所は同書の 101 頁～107 頁。

- 17 日銀松本支店が開設されるまでの経緯は、主として「信越地方支店設置ニ関スル調」（『日本金融史史料 昭和続編』付録第二巻）に依拠した。
- 18 大正期松本商業会議所の有権者数、すなわち松本商業会議所に参加した商工業者数の正確な数値を把握することは、実はなかなか難しい。当時の松本商業会議所有権者数については、官公庁による調査資料として次のような統計書がある。
  - ①『農商務統計表』
  - ②『日本帝国統計年鑑』
  - ③『長野県統計書』

松本商業会議所が定期的に編集・発行した商工人名録は議員選挙に際しての選挙権者名簿をも兼ねており、官公庁資料とは別に、それによっても、有権者数を把握することができる。商工人名録には営業税額基準・所得税額基準を満たす商工業者が基本的にはすべて記載され、各人・各法人の営業税納税額をも把握することが可能である。

これら各種の調査資料のうちでは、何年かの間隔をおいて残存する商工人名録が、商業会議所自らの調査であるだけでもっとも実態を反映した数字を示していると考えられるが、人名録は必ずしも毎年作成されてはいないため、ここでは公的調査の結果である『農商務統計表』および『長野県統計書』に依拠した。

## 文献一覧

- 1) 足利織維同業会、足利織物史上巻、(1960)
- 2) 西ヶ原同窓会、今井五介翁傳 (1949)
- 3) 片倉工業株式会社、片倉工業株式会社三十年誌、(1951)
- 4) 足利市、近代足利市史第一巻、(1977)
- 5) 斉藤泰治、大日本蚕業家名鑑、(1913)
- 6) 大蔵省、日本金融史資料昭和続編付録第二巻、(1988)
- 7) 商業会議所連合会、日本商業会議所之過去及現在、(1924)
- 8) 内閣統計局、日本帝国統計年鑑、(各年)
- 9) 長野県、長野県統計書、(各年)
- 10) 長野県史刊行会、長野県史近代資料編、第五巻 (三)、(1981)
- 11) 長野県史刊行会、長野県史通史編近代一、(1988)
- 12) 長野県史刊行会、長野県史通史編近代二、(1989)
- 13) 農商務省、農商務統計表、(各年)
- 14) 松本市、松本市史第二巻歴史編Ⅲ近代、(1995)
- 15) 松本商工会議所、松本商工会議所 110 年の検証、(1986)
- 16) 明治財政史編纂会、明治財政史第四巻、「国庫出納」、(1971)
- 17) 木村晴壽、地方商工会議所の歴史的な性格、松商短大論叢第 45 号、(1997)
- 18) 津島臺城、松本大観、(1912)
- 19) 松下孝昭、軍隊を誘致せよ、(2013)